

ID: 189

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	手数料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町給水条例 第29条第1項		
<b>例規番号</b>	平成10年条例第3号		
<b>【基準】</b>			
第29条の規定による。 (手数料)			
第29条 手数料は、次の区分により、申込者から徴収する。			
(1) 町長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 10,000円			
(2) 第5条第1項の申込みを承認するとき 1件につき 1,000円			
(3) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき 30,000円			
(4) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき 1回につき 2,000円			
(5) 第7条第2項の工事検査をするとき 1回につき 2,000円			
(6) 第19条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき 500円			
(7) 第33条第2項の確認をするとき 1回につき 10,000円			
(8) 指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき 1件につき 10,000円			
(9) 指定給水装置工事事業者証の交付及び再交付をするとき 1件につき 3,000円			
(10) 国道及び県道内給水管理設占用の申請をするとき 1件につき 10,000円			
2 前項の手数料は、特別の事由がない限り還付しない。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年9月29日